公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１６３６号
札幌市中央区南10条西１丁目１番１―803号
債務者　山本　真司
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６５３号
札幌市西区宮の沢２条１丁目１番35―1305号
債務者　堤　　リサ
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６６７号
札幌市中央区南６条西７丁目３番地５　フロリッシュ６・７―202号
債務者　佐藤　博史
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６８０号
札幌市東区北30条東９丁目３番17号　グレイハウス301号
債務者　横山真由美（旧姓植木）
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６８７号
札幌市白石区南郷通14丁目北２番33号　パブリックシャイン303号
債務者　中村　美紀
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６９４号
札幌市白石区本通９丁目南３番１号　サザンシティ南郷302号
債務者　佐々木雅幸
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７１６号
北海道千歳市青葉５丁目６番17号
債務者　三浦　真二（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７１７号
北海道千歳市青葉５丁目６番17号
債務者　三浦　信乃
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７２２号
札幌市中央区北21条西15丁目１番３―202号
債務者　菅井　優子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７２８号
札幌市豊平区水車町２丁目５番10―402号
債務者　橋本ひろこ
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１号
北海道稚内市朝日５丁目６番３号　ハイツＭＡⅢ　201号
債務者　中川　美早（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
　旭川地方裁判所稚内支部

平成２８年（フ）第１０号
新潟県佐渡市上横山383番地
債務者　大藏　清張
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
　新潟地方裁判所佐渡支部

平成２８年（フ）第３１６号
静岡県伊豆の国市長岡740番地の12　金城館社宅　302号、前住所静岡県熱海市東海岸町７番９号
債務者　齊藤　英雄
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３９号
京都府与謝郡与謝野町字三河内1084番地　小北アパート２Ｆ
債務者　片山　浩二
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
　京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第６６７号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番30―311号
債務者　中井　明彦
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７３６号
堺市南区竹城台１丁１番２―928号、前住所堺市中区辻之1160番地９
債務者　川端　寿尋
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
　大阪地方裁判所堺支部破産係